

駐留軍用地跡地利用推進法〈仮称〉の制定

日米安全保障協議委員会承認(H18.5)「在日米軍再編実施のためのロードマップ」
嘉手納飛行場より南の大規模な返還合意

沖縄21世紀ビジョン(H22.3)※大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編
沖縄振興計画等総点検報告書(H22.4)

(今後の跡地利用における問題点・課題)

1. 基地内立入制限
2. 給付金支給における地権者の不利益
3. 大規模返還跡地の一体的整備
4. 文化財調査の長期化
5. 不発弾確認のための負担増
6. 用地先行取得の遅れ
7. 国有財産の譲渡等

沖縄振興特別措置法(H14.4制定)

第7章 跡地利用の促進及び円滑化のための特例措置

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う
特別措置に関する法律(軍転特措法)
(H7.6制定)

H24.3失効

駐留軍用地跡地利用推進法〈仮称〉 ※H24.4施行

新たな法制度提案における県の基本スタンス

跡地利用の推進は長年基地を提供してきた国の責務として行われるべきである

跡地の有効利用が沖縄県の自立的経済の発展につながるものとすべきである

新たな法制度提案の5つの基本方針

①国の責任を明確にして国が積極的に関与する仕組みとする

②沖縄振興費と別枠で予算を確保し、行財政上の様々な制度・施策が実施できる仕組みとする

③中南部都市圏の跡地利用は、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施する仕組みとする。

④給付金は、返還から跡地整備完了までの間を、土地が使用収益出来ないことに対する補償として支給する仕組みとする。

⑤沖振法第7章と軍転特措法を一元化し、新たな制度を盛り込んだ特別立法とし、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とする。

特別立法に盛り込む新たな法制度・施策

1. 返還前の環境調査及び汚染等の原状回復措置徹底の制度化

2. 給付金制度の見直し
(支給期間の延長、上限額の廃止)

3. 中南部都市圏広域跡地
(仮称)の指定及び同跡地の事業実施主体の確立

4. 行財政上の特別措置
・用地の先行取得等の推進制度
・新たな事業手法制度の創設
・跡地における産業振興地区制度の創設
・跡地における風景づくり制度の創設

5. 返還跡地国家プロジェクトの導入
(国営大規模公園、鉄軌道等)

6. 跡地利用推進のための調整機関の設置

普天間飛行場上空写真

